

平成 24 年 10 月 1 日

技3通 12-025

設計施工基準第3条に係る結果通知書

株式会社 ウィンゲート 御中

株式会社 住宅あんしん保証
技術管理部

平成24年9月20日付で申請のあった ウレタン遮熱工法に係わるアルミ熱反射材料 について
は、下記2.に掲げる部分が「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に適合していませんが、申
出内容の審査の結果、同基準と同等の性能を有するものであることを確認いたしましたので通
知いたします。

記

1. 対象工法

株式会社 ウィンゲートが指定するウレタン遮熱工法にて使用する防水紙(R-1)において、同
社が定める設計・施工マニュアルに基づき施工されたもの。

2. 第3条申出に基づき審査を行った部分

雨水の浸入防止する部分のうち、次に掲げる部分。

(1) 外壁の防水

- ① 通気構法(外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造)とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111(透湿防水シート)に適合する透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとする。(第9条第2項(1))
- ② 防水紙の重ね合わせは、縦、横とも90mm以上とする。横の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げは150mm以上、金属系サイディング仕上げは150mm以上とする。ただし、サイディング材製造者の施工基準においてサイディング材の目地や継ぎ目からの雨水の浸入を防止するために有効な措置を施すなど、当該基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。(第9条第2項(3))

3. その他

- ・審査を行った部分の他は「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に準拠することを条件とする。
- ・審査を行った部分に変更があった場合は、この書面の効力を失うものとする。
- ・保険契約申込みの際には通知書の写しをご提出ください。

注意)この通知書は、大切に保管しておいてください。